

**法律**  
**あれこれ**

Q 私の父が家屋敷を残して10日前に亡くなりました。父に借金はありません。相続人は私と兄の2人です。兄には多額の借金があります。家屋敷を守りたいのですが、どうしようか。

A 兄に相続放棄をしてもらうのがよいでしょう。その結果、父の家屋敷は弟のあなたが単独相続することになります。

【相続の放棄】  
相続人は、被相続人の権利や義務を全て承継しますが、被相続人に多額の借金がある場合、相続人は、自己の意思に反して多額の借金を背負うことになり、相続人に酷くなります。そこで、民法は相続人に相続しない自由を認めました。つまり、相続人は、相続開始（被相続人の死亡）を知った時から3カ月以内であれば、家庭裁判所に申述書を提出して相続の放棄をすることができ（民法第938条）、相続の放棄をする。初めから相続人にならなかつたときみなされるので、財産も借金も承継しま

**家屋敷相続人の兄に多額の借金**

**3ヵ月以内に放棄して**

せん。相続人が数人いる場合は、1人だけでも相続放棄はできません。

なお、被相続人に借金があることが分からずに被相続人の死亡から3カ月が経過してしまった場合は、被相続人の借金の存在を知った時から3カ月以内であれば、相続放棄は認められません（判例）。

【相談について】

今回の相談の場合、兄が相続放棄をせずに父の死亡後3カ月が経過してしまえば、兄は単純承認をしたことになり、兄の債権者は、家屋敷の名義が父親のままであっても、家屋敷について、兄の所有権（法定相続分は2分の1）を差し押さえにくるかもしれません。

もし、兄が相続放棄してくれば、あなたは家屋敷を単独で相続することができ、兄の債権者から家屋敷を守るができます。相続放棄は身分行為のため、民法第424条の詐害行為（財産隠し）にはなりません（判例）。父親の借金から逃れるための相続放棄の制度を、本件では父親の家屋敷を守るために利用できるわけです。

（弁護士 清源万里子）